各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 (管理会社コード 16714)

代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅

問合せ先 業務本部 山口 節一

(TEL:03-5208-5211)

#### ETFの約款変更に関するお知らせ

当社は、下記のETFについて、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ETF名称

1572\_中国H株ブル 2 倍上場投信 1573\_中国H株ベア上場投信 1568\_TOPIXブル 2 倍上場投信 1569\_TOPIXベア上場投信 1356\_TOPIXベア 2 倍上場投信 1579\_日経平均ブル 2 倍上場投信 1580 日経平均ベア上場投信

1360\_日経平均ベア2倍上場投信

○変更内容およびその理由

法令改正に伴い「信用リスク集中回避のための投資制限」を新設します。 変更内容の詳細は別紙をご参照ください。

- ○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて 重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。
- ○変更の日程について

届出日 : 令和元年 11 月 20 日 実施日 : 令和元年 11 月 21 日

以上

## 中国H株ブル2倍上場投信 投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(運用の基本方針)	(運用の基本方針)
第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次	第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次
の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま	の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま
す。	す。
1.から5. <略>	1.から5. <略>
6. 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに	6. <新設>
従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券	
等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポー	
ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則	
として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、	
当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法	
人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調	
整を行うこととします。	

## 中国H株ベア上場投信 投資信託約款の変更案

	下線部は変更部分を示します。
(新)	(旧)
(運用の基本方針)	(運用の基本方針)
第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次	第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次
の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま	の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま
す。	す。
1.から5. <略>	1.から5. <略>
6. 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに	6. <新設>
従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券	
等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポー	
ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則	
として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、	
当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法	
人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調	
整を行うこととします。	

### TOPIXブル2倍上場投信

### 投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(運用の基本方針)	(運用の基本方針)
第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次	第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次
の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま	の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま
す。	す。
1.から5. <略>	1.から 5. <略>
6. 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに	6. <新設>
従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券	
等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポー	
ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則	
として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、	
当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法	
人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調	
整を行うこととします。	

# TOPIXベア上場投信

### 投資信託約款の変更案

下線部	は変更部分を示します。	
	(III)	

(新)	(旧)
(運用の基本方針)	(運用の基本方針)
第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次	第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次
の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま	の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま
す。	す。
1.から5. <略>	1.から5. <略>
6. 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに	6. <新設>
従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券	
等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポー	
ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則	
として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、	
当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法	
人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調	
整を行うこととします。	

### TOPI Xベア 2 倍上場投信

### 投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(運用の基本方針)	(運用の基本方針)
第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次	第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次
の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま	の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま
す。	す。
1.から6. <略>	1.から6. <略>
7. 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに	7. <新設>
従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券	
等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポー	
ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則	
として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、	
当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法	
人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調	
整を行うこととします。	

### 日経平均ブル2倍上場投信 投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(運用の基本方針)	(運用の基本方針)
第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次	第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次
の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま	の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま
す。	す。
1.から6. <略>	1.から6. <略>
7. 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところ	7. <新設>
に従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債	
券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポ	
<u>ージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原</u>	
則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものと	
し、当該比率を超えることとなった場合には、一般社	
団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ	
う調整を行うこととします。	

## 日経平均ベア上場投信 投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(運用の基本方針)	(運用の基本方針)
第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次	第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次
の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま	の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま
す。	す。
1.から6. <略>	1.から6. <略>
7. 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところ	7. <新設>
に従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債	
券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポ	
<u>ージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原</u>	
則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものと	
し、当該比率を超えることとなった場合には、一般社	
団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ	
う調整を行うこととします。	

### 日経平均ベア 2 倍上場投信 投資信託約款の変更案

下線部 は変更部分を示します。

	ト線部は変更部分を示します。
(新)	(旧)
(運用の基本方針)	(運用の基本方針)
第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次	第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次
の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま	の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないま
す。	す。
1.から6. <略>	1.から6. <略>
7. 一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに	7. <新設>
従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券	
等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポー	
ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則	
として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、	
当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法	
人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調	
整を行うこととします。	